

○岡山市公文書等管理条例

令和8年4月1日

市条例第3号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 公文書の管理（第4条－第13条）

第3章 歴史的公文書の保存、利用等（第14条－第28条）

第4章 岡山市公文書センター（第29条－第32条）

第5章 公文書管理審査会（第33条－第37条）

第6章 雑則（第38条・第39条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって市政の適正かつ効率的な運営に資するとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成された記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただ

し、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報，白書，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として管理されているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの（歴史的公文書を除く。）
- (4) 歴史的公文書

3 この条例において「歴史的公文書」とは、将来にわたって本市の活動又は歴史を検証する上で重要な情報が記録されているものとして第11条第1項の規定により保存されているもの及び同条第4項の規定により市長に移管されたものをいう。

4 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公文書
- (2) 歴史的公文書  
(他の法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第2章 公文書の管理

(公文書の管理に関する原則)

第4条 実施機関の職員は、本市の諸活動を市民に説明する責務を有することを認識し、事務の公正かつ能率的な執行に資するよう、公文書の作成，整理，保存等を適切に行わなければならない。

(公文書の作成)

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き，公文書を作成しなければならない。

(公文書の整理)

第6条 実施機関の職員が公文書を作成し，又は取得したときは，当該実施機関は，能率

的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。ただし、保存期間が1年未満の公文書については、この限りでない。

2 実施機関は、別に定めるところにより、簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。

3 実施機関は、別に定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間を延長することができる。

（歴史的公文書選別基準）

第7条 市長は、歴史的公文書を選別するための基準（以下「歴史的公文書選別基準」という。）を定めるものとする。

2 市長は、歴史的公文書選別基準を変更しようとするときは、あらかじめ、岡山市公文書管理審査会（第33条第1項の岡山市公文書管理審査会をいう。以下同じ。）の意見を聴かななければならない。

（保存期間が満了したときの措置の定め）

第8条 市長は、簿冊について、保存期間（第6条第3項の規定により延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

2 市長以外の実施機関は、必要に応じて市長と協議を行い、簿冊について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては市長へ移管する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めなければならない。

（公文書の保存）

第9条 実施機関は、簿冊について、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しな

なければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該簿冊の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書目録)

第10条 実施機関は、公文書の適正な管理を行うため、別に定めるところにより、公文書目録を作成し、インターネットの利用その他の方法により、一般の利用に供するものとする。ただし、1年未満の保存期間が設定されたものについては、この限りでない。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第11条 市長は、保存期間が満了した簿冊について、第8条第1項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により簿冊を引き続き保存し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、岡山市公文書管理審査会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、第1項の規定により引き続き保存する簿冊について、第15条第4項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。

- 4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した簿冊について、第8条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された簿冊を歴史的公文書として保存しなければならない。

- 5 市長以外の実施機関は、前項の規定により簿冊を市長に移管し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければならない。

- 6 市長は、前項の規定による申出があったときは、岡山市公文書管理審査会の意見を聴かななければならない。

- 7 市長は、前項の意見を踏まえ、当該簿冊が歴史的公文書選別基準に適合するか否かについて、当該簿冊を保有する実施機関に通知しなければならない。

- 8 市長以外の実施機関は、第4項の規定により市長に移管する簿冊について、第15条第4項第1号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第12条 市長以外の実施機関は、公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第13条 実施機関は、別に定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

第3章 歴史的公文書の保存、利用等

(歴史的公文書の保存等)

第14条 市長は、歴史的公文書について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、歴史的公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、歴史的公文書に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）及び次条第4項第1号イからエまでに掲げる情報が記録されている場合には、当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、歴史的公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史的公文書の利用請求及びその取扱い)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、前条第4項の目録の記載に従い、市長に対し、歴史的公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 利用請求をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 利用請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）
- (2) 当該利用請求に係る歴史的公文書の名称その他利用請求に係る歴史的公文書を特定するに足りる事項
- (3) 希望する利用方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 市長は、利用請求に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 市長は、利用請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に係る歴史的公文書を利用させなければならない。

(1) 当該利用請求に係る歴史的公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

- ア 岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1号に掲げる情報
- イ 情報公開条例第5条第2号に掲げる情報
- ウ 情報公開条例第5条第4号ア、オ又はカに掲げる情報
- エ 情報公開条例第5条第5号に掲げる情報

(2) 当該利用請求に係る歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業その他業務のために当該原本を現に使用している場合

5 市長は、利用請求に係る歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史的公文書に第11条第3項の規定による記録がされ、又は同条第8項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

6 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の一部に第4項第1号アからエまでに掲げる情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除

くことができ、かつ、区分して除くことにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分につき利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第16条 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第17条 前条各項の規定による決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該決定の期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長事由の困難さに応じて、利用請求のあった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の具体的理由を書面により通知しなければならない。

3 利用請求に係る歴史的公文書が著しく大量であるため、利用請求のあった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより、他の事務事業の停滞等を来し、市民サービスの実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史的公文書のうち相当の部分につき当該期間内に利用決定等を行い、残りの歴史的公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、市長は、第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの歴史的公文書について利用決定等をする期限

(本人情報の取扱い)

第18条 市長は、第15条第4項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報に

より識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）その他規則で定める者（以下この条において「本人等」という。）から、当該情報が記録されている歴史的公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人等であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第19条 利用請求に係る歴史的公文書に本市及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文書の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第5条第1号イ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、歴史的公文書であつて情報公開条例第5条第4号カに該当するものとして第11条第8項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史的公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史的公文書について利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

い。

(利用の方法)

第20条 市長は、利用請求者の求めるところにより歴史的公文書を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム、テープ又は電磁的記録についてはその種別、技術の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 市長は、閲覧の方法による歴史的公文書の利用に当たって、当該歴史的公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(手数料等)

第21条 利用請求に係る手数料は、無料とする。

2 歴史的公文書を利用する者は、規則で定めるところにより、当該歴史的公文書の写しの作成その他当該利用に要する費用を負担しなければならない。

(岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会（岡山市行政不服審査法施行条例（平成28年市条例第4号）第5条第1項の岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会をいう。以下同じ。）への諮問を経て当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文書の全部を利用させることとする場合（当該歴史的公文書の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第23条 市長は、前条の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をし

た旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。

以下この章において同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る歴史的公文書の利用について、反対意見書を提出した第三者

（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第24条 第19条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用決定等（審査請求に係る歴史的公文書の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る歴史的公文書を利用させる旨の裁決

（第三者である参加人が当該歴史的公文書を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開条例の準用）

第25条 情報公開条例第23条から第26条まで及び第28条の規定は、第22条の審査請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる情報公開条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第23条	諮問庁	市長
第23条第1項及び 第3項	開示決定等 公文書	利用決定等 歴史的公文書
第23条第1項	開示を求める	利用を請求する
第23条第2項	前項	岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第3号。以下「公文書等管理条例」という。）第25条の規定により読み替えて準用する前項
第23条第4項	第1項及び前項	公文書等管理条例第25条の規定に

		より読み替えて準用する第1項及び前項
第26条第1項	第23条第3項若しくは第4項又は第25条	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第23条第3項若しくは第4項又は第25条
第26条第3項	第1項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第1項
	前項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する前項
第26条第4項	第2項	公文書等管理条例第25条の規定により読み替えて準用する第2項

(移管元実施機関による利用の特例)

第26条 歴史的公文書を移管した実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合には、第15条第4項第1号の規定は、適用しない。

(歴史的公文書の廃棄)

第27条 市長は、歴史的公文書として保存されている文書がその重要性を失ったと認める場合には、あらかじめ岡山市公文書管理審査会の意見を聴き、当該文書を廃棄することができる。

(歴史的公文書の保存及び利用状況の公表)

第28条 市長は、歴史的公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

#### 第4章 岡山市公文書センター

(設置)

第29条 歴史的公文書を適切に保存し、及び市民の利用に供するため、公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第1項の規定に基づき、岡山市役所本庁舎内に岡山市公文書センター（以下「公文書センター」という。）を設置する。

(事業)

第30条 公文書センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史的公文書を整理し、及び保存すること。
- (2) 歴史的公文書を一般の利用に供すること。
- (3) 歴史的公文書に関する調査研究及び普及活動を行うこと。
- (4) その他市長が必要と認める事業  
(利用の促進)

第31条 市長は、歴史的公文書（第15条の規定により利用させることができるものに限る。）について、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第32条 公文書センターの備品及び歴史的公文書を毀損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減免することができる。

#### 第5章 公文書管理審査会

(審査会の設置)

第33条 次に掲げる事項について調査審議するため、岡山市公文書管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第7条第2項の歴史的公文書選別基準に関すること。
- (2) 第11条第2項の簿冊の保存又は廃棄に関すること。
- (3) 第11条第6項の申出に関すること。
- (4) 第27条の歴史的公文書の廃棄に関すること。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、歴史的公文書の保存及び利用に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第34条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第35条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第36条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会に係る事項の委任)

第37条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第6章 雑則

(研修)

第38条 実施機関は、当該職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3章（第14条第1項及び第3項を除く。）及び第4章並びに附則第5項及び附則第6項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に作成された簿冊について適用する。
- 3 第11条の規定は、この条例の施行の前日に作成された簿冊であって、令和8年度以後に保存期間が満了するものについても適用する。この場合において、前項の簿冊を除き、第11条第1項中「第8条第1項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として」とあるのは「歴史的公文書として」と、第11条第4項中「第8条第2項の規定による定めに基づき、市長に移管し」とあるのは「市長に移管し」とする。
- 4 この条例の施行の日において、現に市長が歴史的価値を認め、保存している文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録については、歴史的公文書とみなす。

(岡山市行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 5 岡山市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「及び岡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年市条例第45号）」を「、岡山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年市条例第45号）及び岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第3号）」に改める。

(岡山市情報公開条例の一部改正)

- 6 岡山市情報公開条例の一部を次のように改正する。  
第2条第2号ウ中「もの」の次に「（歴史的公文書（岡山市公文書等管理条例（令和8年市条例第3号）第2条第3項に規定する歴史的公文書をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

エ 歴史的公文書

- 第35条を削り、第36条を第35条とし、第37条を第36条とし、第38条を第37条とする。